2023年6月22日

文部科学大臣　永岡 桂子　様

「日の丸・君が代」問題等に関する質問書

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

Ⅰ、ひのきみ強制に関わる質問

1．自由権規約「第7回総括所見」（2022年11月3日）に関する質問

（1）自由権規約日本政府報告審査「第7回総括所見」（2022年11月3日）の翻訳は、文科省内及びその所管する地方教育委員会や各学校に、広報周知されていますか。もし、まだだったら、いつ周知されますか。なお、パラグラフ46には、広く普及させるべきことが勧告されています。

【cf. パラグラフ46】

締約国は、司法、立法及び行政当局、国内で活動する市民社会及び非政府組織並びに一般市民の間で、規約において謳われている権利の認識を高める観点から、規約、第7回定期報告書及び本総括所見を広く普及させるべきである。締約国は、定期報告書及び現在の最終見解が締約国の公用語に翻訳されることを確保すべきである。（NCFOJ 仮訳）

（2）第7回総括所見のパラグラフ38には「生徒への起立強制」（application of force to compel students to stand during ceremonies）についての言及があります。この事例を把握されていますか。未確認なら調査して、もし事実なら生徒の人権を保障するよう指導する必要があるのではないですか。また調査の結果、そのような事実がないことが明らかなら、委員会に対して反論して訂正を求めるべきではありませんか。

（3）第7回総括所見は、パラグラフ38で「学校の儀式において国旗にむかって起立し国歌を斉唱することに対する静かで破壊的でない不服従の結果、教師が最高6ヶ月の停職を含む処分を受けたこと」に懸念を示し、パラグラフ39で「締約国は思想良心の自由の実質的な行使を保障し、規約18条で許容された制約の厳密な解釈を越えてその自由を制約するいかなる措置をも控えるべきである」と勧告しています。即ち、静かな不起立に対する罰則は、規約18条違反に当たるとの立場です。

一方国内の君が代不起立処分に関する最高裁判決は、「本件各職務命令は，上告人らの思想及び良心の自由を侵すものとして憲法19条に違反するとはいえないと解するのが相当である。」（2011年6月6日）として、校長の起立斉唱命令は、思想及び良心自由を定めた憲法19条違反にはあたらないとする立場です。

このように、思想及び良心の自由に関する国際人権機関の勧告と国内司法の判断が食い違う場合、国民への人権保障として、どちらの判断が優先されるのか。憲法98条2項を踏まえた見解をお示し下さい。

2．『学習指導要領』の「国旗及び国歌の取扱い」と都教委「10・23通達」との整合性に関する質問

都教委の「10・23通達」は、言葉では「学習指導要領・・・適正実施」を謳いながら、中味は学習指導要領とは無縁の教職員に「起立斉唱」を服務として強制するものとなっています。

『学習指導要領』及び『学習指導要領解説』の中には、「起立」という文言はありません。また、『国旗国歌法』制定時の国会における政府答弁及びそれ以降の文科省答弁等では、児童生徒に対して「強制し

ようとする趣旨のものでなく，あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていく」と強制ではないことが繰り返し述べられてきました。

ところが、都教委の「10・23通達」では、学習指導要領には定めのない「起立」を教職員に対して服務として強制しています。このような「強制」は、学習指導要領の適正実施どころか、逆に学習指導要領の定めを逸脱するもので、学習指導要領とは無縁のものではないでしょうか。このように、到底学習指導要領の適正実施とは言い難い学習指導要領とは無縁の「10・23通達」は撤回して、正確な意味で学習指導要領の趣旨に則った「入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱」についての通達を出し直すよう、速やかに都教委を指導していただきたい。

【cf. 国旗国歌法制定時の国会答弁から】

○ 1999年7月21日　衆議院内閣委員会　内閣総理大臣・小渕恵三

このことは，児童生徒の内心にまで立ち至って強制しようとする趣旨のものでなく，あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味するものでございます。

○ 1999年8月4日　衆議院文教委員会　御手洗康初等中等教育局長

今回御審議をいただいております国旗・国歌に関する法案は、国旗と国歌を定めているものでございまして、それに伴いまして何らかの義務づけというような条文はないわけでございます。これに対しまして、学校教育におきましては、再三繰り返しになりますけれども、文部大臣が定めております学習指導要領におきまして、我が固の学校教育におきます国旗と国歌の指導について、全国的にすべての学校で教えなければならない基準ということでお示しをしているわけでございまして、学校の教員並びに校長は、この学習指導要領に基づきまして適切に教育課程を編成し実施しなければならない、こういう法的な関係に立つわけでございまして、最終的に子供たちがその指導をどう受けとめるかということは、これは教育の指導の結果の問題でございますので、そこまで学習指導要領は義務づけておりません。子供は当然、通常の場合に、学校が定められた教育活動に主体的に参加していく、これは教育活動の本来持っております作用でありますし、教員はそういった教育活動の本来的な作用に従って児童生徒を指導していくということでございますけれども、指導の結果、最終的に児童生徒が、例えば卒業式にどういう行動をとるかあるいは国旗・国歌の意義をどのように受けとめるか、そういうところまで強制されるものではないという意味で、強制するものではないと申し上げているところでございます。

【cf.「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会主催文科省交渉から】

○ 2021年7月19日　竹野健太　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

（『学習指導要領解説』中の「国際的な儀礼」及び「尊重する態度」という文言についての質問に対して）

まず、お示しの、ここで言う「国際的な儀礼」についてそれそのものを定義している法規ないし国際文書は確かにございません。ただ関連として、『解説』において、「国旗及び国歌がそれぞれの国家の象徴であること、国旗及び国歌は国によって定められ方が様々であること、国家間において、相互に式典を尊重し教育しあっていく上で、それらを相互に尊重することが大切であること等を、理解した上で、国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通して、それらを相互に尊重することが、国際的な儀礼であることを理解するようにする理解できるようにすること」、と書いてあります。

また「尊重する態度」ですけど、起立斉唱することが尊重する態度とは明記しておりません。あく

まで『学習指導要領』上は、国旗の掲揚と国歌の斉唱の指導について記載しているところでございます。

3. 大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒・入学式について

大阪府の学校において、とりわけ特別支援学校において、卒・入学式など普段とは異なる、緊張を強いられる場面で発作を起こした児童生徒は現に存在したし、今後もその可能性のある児童生徒は存在する。

大阪府の学校では卒・入学式の「君が代」斉唱の際、起立・斉唱の職務命令が教職員に科せられる。従って、その場面で児童生徒が発作を起こしたり倒れたりした場合、職務命令違反を回避するためには、命令解除をまず校長に求めなければならず、その間、児童生徒の命を危険にさらす場合さえありうる。また、それを避けようと自己の咄嗟の判断で起立・斉唱の職務命令違反を犯し、結果命令違反として処分を受け入れるかという選択を教員は迫られることとなる。

卒・入学式の際の、発作を起こす可能性のある生徒への教職員の事前の対応、またその場での対応を、教職員は大阪府教育委員会や当該校長に再三質問してきたが、大阪府教委および校長は「あらかじめ決めておくこと」を拒否し、「どう対応すべきか」を教職員には公表しないという態度をとっている。こうした態度について文科省としてどう対応するのか、以下の質問に回答をお願いしたい。

質問: 一昨年度本会が行った再質問に対し、貴省は「校長等が緊急時について、あらかじめ決めておくことも考えられます。」「式の実施方法や個々の具体的な場面においてどう対応すべきかについては、教育委員会や各学校長が適切に判断するものと考えています。」(初等中等教育局特別支援教育課指導係)と回答。昨年も初等中等教育局特別支援教育課指導係　山田知佳子指導係長は、一昨年と同趣旨の回答を繰り返された。

教育委員会や各学校長があらかじめ対応も決めず、具体的な場面についての判断も示さないから、文科省としてどう対応するのかを再三お尋ねしている。子どもの命に関わる問題について、教育委員会が対応しない場合、それに「指導・助言」を行うのは貴省の役割ではないか。昨年以上の誠実な回答をお願いしたい。

4. 「君が代」を起立・斉唱したくないと申し出た児童生徒への学校側の対応の事例について

(1)　今年(2023年)3月の小学校卒業式を前に、「君が代」を起立・斉唱したくないという子どもの気持ちを聞いて、お母さん(M さん)がそのことを学校に申し出たという事例があった。前後の経過は以下の通り(M さんから聞いてまとめたもの)。

・2023年3月の卒業式練習が始まったある日

娘　「お母さん、今日学校で卒業式の練習をして、歌いたくない君が代を歌わされた。」

・3月16日(木)　M さんが「娘が「卒業するむすめが『君が代』の起立・斉唱をしたくないと言っている」と小学校に申し出る⇒担任・教頭と話す

※学校側　・教員には君が代斉唱の命令が出ているので逆らえない

・児童がどうするのかは本人の自由

・しかし、念のため明日、教員から娘さんに意思確認する

・3月17日(金)　担任が娘と話す(約1時間の説得)

・あなたが起立斉唱しないと周りのみんなが驚く

・せっかくの卒業式を台無しにしてしまうかもしれない
・みんなで練習してきたのに、みんなに迷惑がかかる
・けれど、最終的にはあなたの判断に任せる

・3月20(月)　担任がクラスで、娘が君が代斉唱の際に起立斉唱しない旨を伝える

・3月23日(木)　小学校卒業式　娘(Mさんも)「君が代」不起立・不斉唱

Mさんと娘さんが「君が代」を起立・斉唱しない理由は以下(Mさんのことば)。

「私は子ども時代から、第二次世界大戦について考察し行動することが平和な世界をつくることに繋がると確信して生きてきました。日本の戦争責任についての総括で、いくつも納得できない点があり、その中に日の丸・君が代問題があります。いかなる見地からしても証明済みの、日本の他国への侵略。この際に用いられたものを戦後も引きずっているおぞましさは、耐えられないものがあります。」

＜質問．1＞　「君が代」を起立・斉唱したくないと申し出た子どもに、学校側が「あなたが起立斉唱しないと周りのみんなが驚く」「せっかくの卒業式を台無しにしてしまうかもしれない」「みんなで練習してきたのに、みんなに迷惑がかかる」と言って起立・斉唱させようとしたことに対する見解はどうか。子どもの権利条約違反ではないか。

(2)「君が代」を歌いたくないという子どもの保護者からの「お願い」への学校の対応

Mさんは中学校入学式に向けて、「お願い」の文書を提出した。

・3月30日(木)　Mさんが中学校に「お願い」を渡し、電話で校長と話す。

※お願い　「ぜひ、「君が代」の歴史をきちんと伝え、児童・生徒が自分の考えを深められるよう援助してください。子どもたちの意見を聞き、嫌だという子に強制することがないようにお願いいたします。」(別紙参照)

※校長　・むすめさんの小学校は少人数でしたが、この中学校は人数が多いので、初対面の入学式の場、しかも新入生代表挨拶をする子がいきなり『君が代』不起立・不斉唱となると、これはとんでもないことになります。

・まずは、他の子どもたちから「誤解」を受けるかもしれない。

・そして浮いてしまうかもしれない。

・さらに「イジメ」の対象になるかもしれない。私はそれが心配で心配で……

(Mさんが「娘は不起立不斉唱。いじめられないようにするのが学校の仕事でしょう。」というと)「これもちょうど良い機会なので、日の丸・君が代問題を知らない若手職員に対して入学式にむけての会議で説明する」

・4月6日(木)中学校入学式　娘(Mさんも)「君が代」不起立・不斉唱

＜質問．2＞　「ぜひ、「君が代」の歴史をきちんと伝え、児童・生徒が自分の考えを深められるよう援助してください。子どもたちの意見を聞き、嫌だという子に強制することがないようにお願いいたします。」という保護者の要請に学校がどう対応すべきか、見解を示してください。

「児童生徒が自分の考えを深められるよう援助する」立場は、「君が代」起立斉唱も含めて、国旗国歌をどう考え、どう行動するかは児童生徒それぞれが深め、決めることという立場であると考えられる。学校がそう言っていいか。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＜参考資料＞　2023.3.30にＭさんが中学校に渡した「お願い」

校長・教職員のみなさまへ

「『君が代』の歌詞の意味知ってる？」「教えてもらった？」と聞いたら「知らない」「教えてもらっていない」という小学生・中学生がほとんどというのが、今の状況です。

それなのに、小学生・中学生は「卒業式では国歌はしっかり歌いましょう」と指示されています。子どもたちにとってこの状況はおかしいことではないでしょうか。私たちは「子どもの権利条約」違反だと考えます。

☆　「君が代」の歌詞はもともと和歌

「君が代」の歌詞はもともと平安時代にできた和歌で、「あなたの寿命が　千年も　万年も　小石が大岩になって　苔がはえるほど長く続きますように」という長寿を願う和歌だったと考えられています。「君」は天皇に限らず目上の人を指していたと考えられていて、江戸時代には、いろいろなめでたい席で歌われていました。

☆　国歌としての扱いをされるようになった明治時代以降の「君が代」

明治時代になって曲がつけられ、国歌として扱われるようになりました。「君」は天皇であるとして、大日本帝国憲法下の修身の教科書では「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も萬年もつづいておさかえになりますやうに」という意味だと説明されていました。当時は、天皇のために命を捧げる教育が行われており、「君が代」斉唱は、その中で重要な役割を果たしていました。

☆　1999年に国旗国歌法ができたときの「君が代」の歌詞の意味についての政府説明

1999年8月、国旗国歌法が制定されました。そのとき、政府は、現在の日本国憲法下での「君が代」の歌詞の解釈を次のように示しました。

「日本国憲法下にあっては、国歌君が代の『君』は、日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指しており、君が代とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞も、そうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当」というものです。

◆◆◆「子どもの権利条約」には、以下のことが書かれています。◆◆◆

第12条（意見を表明する権利）「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」

第13条（表現の自由と情報取得の権利）「児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、（中略）あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」

第14条（思想、良心及び宗教の自由）「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。」

◆◆◆「歴史や歌詞の意味などを教えるのは全然ありだ」（文科省2022.8.30）◆◆◆

以下は文部科学省交渉での日の丸・君が代について質問しました。

（質問）　1999年8月内閣総理大臣の談話では「国旗国歌法の制定を契機として、日章旗の歴史や君が代の歌詞などについて、より理解を深めていただきたい」と言っている。（中略）しかし、結局それは教えなくても良いということか。

（回答）竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

「君が代」について教えなくても良いとは考えていない。学習指導要領には書いてないからといって、学校現場で教えなくてもいいというわけではなくて、そこは教員の方々の裁量であり、先生方が多角的にそういったことを教えることは、全然ありだと思っている。また、「君が代」の解釈について、学習指導要領にはなくても教科書には書いてあるものもあるので、それらを踏まえながら、先生の裁量等に基づきながら適切にご指導いただくことが重要と考えている。

◆◆◆「斉唱しない自由も尊重されるべき」（大阪高裁2009年確定判決）◆◆◆

「君が代という国歌が担ってきた戦前からの歴史的役割に対する認識や歌詞の内容から、君が代に対し負のイデオロギーないし抵抗感を持つ者が、その斉唱を強制されることを思想信条の自由に対する侵害であると考えることには一理ある。とりわけ、『唱う』という行為は、個々人にとって情感を伴わざるを得ない積極的身体的行為であるから、これを強要されることは、内心の自由に対する侵害となる危険性が高い。したがって、君が代を斉唱しない自由も尊重されるべきである。」

「君が代」斉唱が、思想・良心の自由にかかわる問題だということは、この判決文でもこのように指摘されているのです。

子どもたちには、「君が代」の歌詞の意味・変遷等がきちんと伝えられ、意見が聞かれ、嫌だという子どもたちには無理やり歌うことが強制されない措置が取られなければなりません。

◆◆◆世界の常識から大きく逸脱、大阪の「国旗国歌条例」◆◆◆

なお、大阪の国旗国歌条例とその下での「日の丸」「君が代」強制は、「教員の地位勧告」（1966年）に関するILO／ユネスコ合同専門家委員会（CEART）の勧告（2019年、2021年）や国連の国際人権自由権規約委員会の勧告（2022年）で批判されています。

ぜひ、「君が代」の歴史をきちんと伝え、児童・生徒が自分の考えを深められるよう援助してください。子どもたちの意見を聞き、嫌だという子に強制することがないようにお願いいたします。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

Ⅱ、教育政策一般＜A＞（ICT 教育、個人情報、学テ体制等を中心に）

1．ICT、個人情報保護関係関係の質問

昨年度のこの分野における私たちの質問は、「教育データ利活用ロードマップ」(以下「ロードマップ」という)およびそれに関するものでした。その回答のほとんどが Q&A を作成するので答えられないというものでした。しかし、一方では教育 DX に向けて事態は進行しています。

本年4月には MEXCBT を利用したオンラインの学力調査がはじめられました。学校における教育及び生徒一人ひとりの情報を国家が直接管理できる状況が生まれようとしています。

「教育データの利活用に係る留意事項」(以下「留意事項」という)が本年3月に文科省から出されましたが、個人情報保護を前提とした利活用には見えません。また、それを参照してもなお疑問は多く残ったままです。昨年と重複する質問もありますが、ご回答ください。

なお、「留意事項」p 7コラムには GDPR の紹介もありますが、私たちは GDPR 前文38条の考えが子どもの情報の取扱いを考えるうえで重要と考えます。未来を生きる子どもたちの個人情報、センシティブ情報には十分注意しなくてはならないと考えています。

> (38) 子どもは、個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。特に、マーケティングの目的、その子どもに関するパーソナリティ若しくは個人プロファイルの作成の目的での子供についての個人データの使用、及び子どもに対して直接に提示されるサービスを利用する際の子どもの個人データの収集に対して、そのような特別の保護が適用されなければならない。子どもに対して直接に提供される予防的サービス又はカウンセリングサービスの文脈においては、親権を有する者の同意を要しない。（個人情報保護委員会仮訳）

以下、「留意事項」に関して質問いたします。

(1)「留意事項」では個人情報の収集に当たって、 GDPR においては原則となっている本人同意が求められていません。本人同意はプライバシー侵害を避けるうえで有効な手段と考えられます。「留意事項(p9)」にも「個人情報保護法に準拠していれば十分というわけではない」とあること、また、 GDPR が上記で指摘していることを考えるならば、本人同意は、データ収集に当たって大前提とすべきと考えますが、文科省はどう考えますか。

(2)教育データの収集、利用目的について

① 教育データの収集や利活用の「目的」を定めたり、学習者の ID を定め教育データの管理、運用を行う責任主体は各自治体の教育委員会と考えてよいですか。

② 「留意事項」では個人情報収集に当たって「利用目的」を明示する必要が書かれています。しかし、その目的が「適正」なものかをチェックする必要性やその目的を「受け入れることができない」児童生徒がいたときどう対応するかの記載がありません。どう考えていますか。

③ ②の「利用目的の明示」の必要に対し、個人情報保護法第62条第3号及び第4号では公的機関の判断により、「利用目的の例示の例外」(「留意事項」(p18)図表5)条項により「利用目的」が非公開とされることもあるが、「非公開」決定の適法性はどこでどのように審査されますか。

また、図表5の④「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」とありますが、具体的にどういう場合を指しますか。事実上無制限の取得となる可能性を危惧します。

④「個別最適な学習」は利用目的となりうると考えていますか。利用目的の範囲があいまいなため極めて広範なデータの収集を許すことになると考えますが、文科省はどう考えますか。

⑤ p16(2)「利用目的の特定」についての項で「そのため、その個人情報が、利用目的の達成に必要がないと判断される場合には、廃棄・削除等の適切な対応が必要となります」との記載があります。そもそも「利用目的の達成に必要がないと判断される」情報は収集してはならないのではないでしょうか。この文章からは、情報は集められるだけ集めようという意図が感じられます。

(3)「個別最適な学び」を実現しようとすると、個々の児童生徒について AI によるプロファイリングが行われると思われます。プロファイリングについて GDPR は「人間の尊厳の哲学に立脚し、プロファイリングの対象にされない権利、プロファイリングに対する異議申し立ての権利、そして人間介入を求める権利が明文化されている」(宮下紘　NHK「 AI 時代のプライバシー保護」(視点・論点)より)とされ極めて厳しい規制を科しています。文科省はプロファイリングについてどう考えていますか。

(4)収集した児童生徒の個人情報の保持期間について、「留意事項」では「指導要録と同様に「(学校教育法等の)法令に基づく保存期間の設定」の必要性をうたっていますが、一方でデジタル庁は、昨年1月の「ロードマップ」で、生涯学習を視野に入れて生涯の情報を蓄積していくことを想定しており見解の相違があるようです。文科省の見解で統一されたということでしょうか。

(5)「ロードマップ」では2023年度中にマイナンバーカードと学習者の ID の紐づけの検討を行うとありました。「留意事項」に記載がないため質問します。

① 検討の結論はどうなったでしょうか。

② 学習 e ポータルのログイン ID が「ロードマップ」でいう学習者の ID と理解してよいでしょうか。

(6)国連子どもの権利委員会「デジタル環境の子どもの権利に関する一般的意見第25号」(2021)のパラグラフ31「 F.独立した監視」では、「国内人権機関及びその他の適切な独立機関がデジタル環境における、子ども及びその代理人からの苦情を受け、調査し、対処できるようにすべきである」と指摘している。「独立した監視」機関について、どのように検討されていますか。

2. 文科省「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）」と「学習eポータル」に関しての質問

貴省は、2020年に MEXCBT のプロトタイプを公開し、2021年には希望する小中高校等での活用を呼びかけた。しかし、翌年には、MEXCBT を利用して「全国学力調査（以下、「学テ」）」の CBT 化の試行・検証を行うことを決定した。本年4月実施の「学テ」においては、中学校「英語・話すこと」が試行の対象とし、全国の教育委員会・学校設置者に MEXCBT への登録の事実上義務化した。必須となる「学習eポータル」への利用申込み(民間企業7社より選択し契約)と児童生徒アカウントの登録は、昨年11月18日までと期限を切って行わせた。この結果、公立小学校の70％超、公立中学校のほぼすべて（小中学校あわせて約25000校、約880万人が MEXCBT 及び「学習 e ポータル」への登録が完了した（「文部科学省 CBT システムについて」2023年6月9日更新）。貴省は、さらに、2024年度「学テ」では「児童生徒質問紙調査」を同システムを使って CBT 化し、2025年度「学テ」からは中3を皮切りに CBT 化し、順次小学校に拡大するとしている。

「学習 e ポータル」（学習マネジメントシステムLMS）の開発及び運用は、主に「 AI ドリル」など様々な教材データベースや「学習支援ソフト」を組み合わせたコンテンツを開発し販売する EdTech 関連等営利を目的とする民間企業によって行われている。「学習eポータル」は、 MEXCBT 内の国や自治体など公的部門が作成した教材及び CBT の正答率等蓄積された教育データへのアクセスだけではなく、契約によって、有償または無償で提供されるデジタル教科書等デジタル化された民間企業教材や学習ソフトや学習管理、児童生徒・家庭情報など個人情報を蓄積し、管理する校務・教務管理システムや全国統計システムなどと紐付けが可能である。「学習eポータル」には、児童生徒個人個人の「学習履歴（学習ログ、操作ログ、思考プロセス等）」「学習記録（テスト・アンケート記録や成果物、授業観察、自己評価や教員評価等）」がすべて「標準化」された「教育ビッグデータ」として蓄積される。また、「学習eポータル」は、学校外の塾や EdTech 、出版社の学外デジタルプラットフォームとのデータ連携も前提として進められている。（「教育データ利活用ロードマップ」4省庁2022.1.7）

さらに、今年度発足した「子ども家庭庁」は、デジタル庁から引き継いだ「子どもデータ連係実証事業」を官民一体で進め、子どもや家庭に関する教育・保育・福祉・医療など多分野にわたる個人情報を連携させるとしている。

これら一連の「教育ビッグデータ」の蓄積と利活用及び情報管理が、「学習eポータル」の開発・運営・管理する民間企業等を中心に進められている。

この過程の内容にも性急さにも多くの問題点が指摘されているが、ここでは論点を絞って、以下に関する質問への回答をお願いしたい。

1. 「教育データ利活用ロードマップ」は、「学びの自律化・個別最適化」実現への行程として、「学習計画と学習ログをもとに生徒自ら調整しながら学習（ EdTech による自己調整学習）」「塾・フリースクール等民間教育との連携等学習ログによる多様な学びの保証」を掲げている。この目標の下では、「学習eポータル」と連携する民間企業による標準化された学習指導と管理、有償の「学外デジタルプラットフォーム」による教育格差拡大は容認され、公教育の個人化が進み、学校のあり方も役割もこれまでと大きく変わることになる。
   この点を踏まえた将来の学校像及び教職員の役割について、貴省の考えを伺いたい。
2. いわゆる「骨太の方針」原案に、「 GIGA スクール構想」端末の更新費用負担のあり方は不記載となった。永岡文科大臣は、6月9日、2022年度末段階で児童生徒用端末の1人1台は概ね実現

していても、全自治体の4割で指導者用端末が全員分支給されていないこと、児童生徒の半分以上が同時に遠隔授業を行う際に必要な2Mbps 以上の接続速度が確保できる学校は全体の4割に満たないことを明らかにした。 MEXCBT と「学習 e ポータル」をはじめとする「教育データ利活用のロードマップ」に示された「教育 DX 計画」どころではない実態が明らかにされている。

このような状況下での性急な施策の押しつけは、家庭状況や地域状況等による教育格差の拡大にもつながる。計画と実状の乖離を踏まえた、教育現場の条件整備の最優先課題について、貴省の考えを伺いたい。

3.「子ども家庭庁」は、必要な子ども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援への転換を方針化し、個人とその家庭に関わるあらゆる「データの蓄積」と AI による「ハイリスク家庭」の判別・発見と早期の「支援（行政介入）」を提言している。大阪府箕面市では、「子ども成長見守りシステム」(2017年～)が同市在住の0歳から18歳のすべての子どもの「家庭状況」「学習状況」をはじめとするあらゆる情報を教育委員会内の「子ども未来創造局」に集積し、「生活困窮判定」「学力判定」「非認知能力判定」の3つの要素で AI が「子どもの状態の総合判定」を行っている。子ども情報は、東京書籍(株)と提携した「ステップアップ調査」(i-check)による学力テスト、体力テスト、アンケート等の解析結果と家庭等行政情報と統一して蓄積されている。市内4校の教室内に5台のカメラを設置して、子ども一人ひとりの動きを「自動解析」するシステムの実証実験も行われた。

貴省を含む複数の省庁による「子どもに関する情報・データ連携」(副大臣 PT)について論点整理が進められているが、箕面市のような「学習 e ポータル」に似たシステムと自治体情報を連携が検討されているのか。

3. 悉皆方式で行われている現行の全国学力・学習状況調査について

昨年、「チャレンジテストを生み出した全国学力テスト体制」について、現在実施中の全国学力・学習状況調査（以下、学力調査）は、旭川学力テスト最判に即して考えれば、教育基本法に違反しているのではないかと質問し、貴省の見解をお尋ねしました。しかし、お答えいただけませんでした。本年は、是非ともその見解をお聞かせください。

まず、旭川学テ事件（事件番号：昭和43（あ）1614）最判について確認します。

最判は、原判決である札幌高裁判決が、学力調査（以下、旧学力調査）は、「教基法一〇条を初めとする現行教育法秩序に違反する実質的違法性をもち、ひいては旭川市教委による調査実施行為も違法であることを免れないと断じている」ことから、旧学力調査が原判決のいうように教基法10条を含む現行の教育法制及びそれから導かれる法理に違反するかどうかを検討しています。

特に重要なのは、学力調査が教基法10条1項にいう教育に対する「不当な支配」として違反するかどうかについての検討です。その後、教育基本法は改定されましたが、いうまでもなく、現行教育基本法も、また、その16条1項において教育に対する「不当な支配」は禁じています。

さて、最判では、「中学校において、本件学力調査の結果により、自校の学習の到達度を全国的な水準との比較においてみることにより、その長短を知り、生徒の学習の指導とその向上に役立たせる資料とするという項目は、それが文部大臣固有の行政権限に直接関係せず、中学校における教育実施上の目的に資するためのものである点において、調査目的として正当性を有するかどうか問題」であるが、「単に副次的な意義をもつものでしかないと認めるのが相当であるのみならず、調査結果を教育活動上利用

すべきことを強制するものではなく、指導、助言的性格のものにすぎず、これをいかに利用するかは教師の良識ある判断にまかされるべきものと考えられる」ゆえ、「これが調査全体の目的を違法不当のものとすることはできない」としています。

つまり、最判は、「調査結果を教育活動上利用すべきことを強制するものではなく、指導、助言的性格のものにすぎず、これをいかに利用するかは教師の良識ある判断にまかされるべきものと考えられる」ので、違法ではないと判断したわけです。

しかし、現行の学力調査において、教員は調査に関して目標（数値目標）設定させられ、それによって評価される現状がある以上、もはや「指導、助言的性格」を超えて、強制そのものといえます。ならば、かつて目的を違法不当のものとすることはできないとした旭川学力テスト最判とは異なり、現行学力調査は違法不当なものではないでしょうか。

次に、最判では、調査の方法から、文部大臣が直接教育そのものに介入するという要素を含み、また、調査の必要性によつては正当化することができないほどに教育に対して大きな影響力を及ぼし、これらの点において文部大臣の教育に対する「不当な支配」となるものではないか、という点について検討しています。

原判決は次のように判断し、違法としています。

(1) 調査の実施のためには、各中学校において授業計画の変更を必要とするが、これは実質上各学校の教育内容の一部を強制的に変更させる意味をもつものであること。

(2) 調査は、生徒を対象としてその学習の到達度と学校の教育効果を知るという性質のものである点において、教師が生徒に対する学習指導の結果を試験によつて把握するのと異なるところがなく、教育的価値判断にかかわる教育活動としての実質をもつていること。

(3) 全国の中学校のすべての生徒を対象として実施することは、これらの学校における日常の教育活動を試験問題作成者である文部省の定めた学習指導要領に盛られている方針ないしは意向に沿つて行わせる傾向をもたらし、教師の自由な創意と工夫による教育活動を妨げる一般的危険性をもつものであり、現に一部においてそれが現実化しているという現象がみられること。

最判では(1)(2)の点において、

「調査における生徒に対する試験という方法が、あくまでも生徒の一般的な学力の程度を把握するためのものであつて、個々の生徒の成績評価を目的とするものではなく、教育活動そのものとは性格を異にするものである」。

「もつとも、試験という形態をとる以上、前者の目的でされたものが後者の目的に利用される可能性はあり、現に本件学力調査においても、試験の結果を生徒指導要録に記録させることとしている点からみれば、両者の間における一定の結びつきの存在を否定することはできないけれども、この点は、せつかく実施した試験の結果を生徒に対する学習指導にも利用させようとする指導、助言的性格のものにすぎないとみるべきであるから、以上の点をもつて、文部省自身が教育活動を行つたものであるとすることができないのはもちろん、教師に対して一定の成績評価を強制し、教育に対する実質的な介入をしたものとすることも、相当ではない」

「試験実施のために試験当日限り各中学校における授業計画の変更を余儀なくされることになるとしても、変更が年間の授業計画全体に与える影響についてみるとき、それは、実質上各学校の教育内容の一部を強制的に変更させる意味をもつほどのものではなく、前記のような本件学力調査の必要性によつて正当化することができないものではないのである」

と判断しています。

しかし、現行の学力調査において、授業において、過去問やドリルを扱い、教育目標としての設定等、まさに「教育活動そのもの」として行われ、大阪では、内申に反映させるなど、「教師に対して一定の成績評価を強制し、教育に対する実質的な介入」がありました。また、「変更が年間の授業計画全体に与える影響についてみるとき、それは、実質上各学校の教育内容の一部を強制的に変更させる意味をもつほどのものではなく」という状況ではとてもありません。最判に即して考えるならば、現行学力調査は違法ではないでしょうか。

次に、(3)の点において、

最判は、「原判決は、本件学力調査の結果として、全国の中学校及びその教師の間に、学習指導要領の指示するところに従つた教育を行う風潮を生じさせ、教師の教育の自由が阻害される危険性があることをいう」に対して、学力調査は、生徒の一般的な学力の実態調査のために行われたもので、学校及び教師による指導要領の遵守状況を調査し、その結果を教師の勤務評定にも反映させる等して、間接にその遵守を強制ないしは促進するために行われたものではな」いとしています。

ただ、断り書きとして、「もつとも、調査の実施によつて、原判決の指摘するように、中学校内の各クラス間、各中学校間、更には市町村又は都道府県間における試験成績の比較が行われ、それがはねかえつてこれらのものの間の成績競争の風潮を生み、教育上必ずしも好ましくない状況をもたらし、また、教師の真に自由で創造的な教育 活動を畏縮させるおそれが絶無であるとはいえず、教育政策上はたして適当な措置であるかどうかについては問題があり」としています。

現行の学力調査は、ご存じのようにまさに「中学校内の各クラス間、各中学校間、更には市町村又は都道府県間における試験成績の比較が行われ、それがはねかえつてこれらのものの間の成績競争の風潮を生み、教育上必ずしも好ましくない状況をもたらし、また、教師の真に自由で創造的な教育活動を畏縮させ」ています。よって最判に即して考えるなら違法です。

さらに、最判は、「学力調査実施要綱によれば、同調査においては、試験問題の程度は全体として平易なものとし、特別の準備を要しないもの とすることとされ、また、個々の学校、生徒、市町村、都道府県についての調査結果は公表しないこととされる等一応の配慮が加えられていたことや、原判決の指摘する危険性も、教師自身を含めた教育関係者、父母、その他社会一般の良識を前提とする限り、それが全国的に現実化し、教育の自由が阻害されることとなる可能性がそれほど強いとは考えられないこと(原判決の挙げている一部の県における事例 は、むしろ例外的現象とみるべきである。)等を考慮するときは」、「法的見地からは、 学力調査を目して、前記目的のための必要性をもつてしては正当化することができないほどの教育に対する強い影響力、支配力をもち、教基法10条にいう教育に対する「不当な支配」にあたるものとすることは、相当ではなく」、「結局、学力調査は、その調査の方法において違法であるということはできない。」と判じています。

しかし、現行学力調査が、「特別の準備」を要していることは周知の事実ですし、都道府県、市町村、学校の調査結果は公表されています。これは明らかに教育基本法16条違反です。

以上、旭川学力テスト事件最判に沿って現行の学力調査を、その目的・方法・内容・実態において検証してきましたが、教育基本法16条にいうところの「不当な支配」にあたります。

＜質問＞ 悉皆方式で行われている現行の全国学力・学習状況調査は、教育基本法16条1項に違反するものと考えます。貴省の見解をお聞かせください。

4. インクルーシブ教育の観点から全国学力テストの問題点を問う

貴省 HP には、「文部科学省では、全国的に子供たちの学力状況を把握する『全国学力・学習状況調査』を平成19年度から実施しています」とあります。

そして昨年の交渉の折には、調査を抽出式ではなく悉皆式で実施される理由として、「児童生徒一人一人への教育指導の恒常的な改善・充実を図るためには、すべての学校において継続的に調査を行わせていただくことが重要」「全国学力学習状況調査があくまで学力を測定してただその数字を比較して出していただくためというものではなくて、あくまで児童生徒一人一人の教育に役立つようなその素材として実施させていただいている」と説明されました。

ところが、その「全国学力・学習状況調査に関する実施要項」の3.調査の対象 (2)には次のようにあります。

「特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒」

また、今年度中学英語には一部オンラインテストが導入されましたが、同じく実施要領3.調査の対象(3)には次のようにあります。

「右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる」

これはおおいに問題であると考えます。学力すなわち学ぶ力はすべての子どもたちに保障されるべきものと考えますが、これでは、障害のある子どもを事実上排除していることになります。

貴省は、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system 、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「 general education system 」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと」「障害者の権利に関する条約第8条には、障害者に関する社会全体の意識を向上させる必要性が示され、教育制度のすべての段階において障害者の権利を尊重する態度を育成することが規定されている」ことを掲げておられます。

これらインクルーシブ教育において目指すことと、全国学力調査の実施要項は矛盾するのではありませんか。

なお、私たちは、全国学力調査は他にも多々問題があるゆえ、悉皆調査は中止すべきであると考えています。よって、悉皆の文字通り障害のあるなしに関わらず受検させよということを要望する考えは毛頭ありません。

全国学力調査が、インクルーシブ教育の理念に反して、障害のある児童・生徒を排除し、その上で、普通教室における「点数」競争ばかりが注目され、都道府県、市町村、学校、児童生徒において過度な競争になっている現実を問題視しています。

学力はすべての子どもたちに保障されるべきものです。全国学力調査は、インクルーシブ教育に反し、子どもたちの学ぶ権利を阻害するものと考えます。

＜質問＞ 悉皆方式で行われている現行の全国学力・学習状況調査は、その実施要領によると、障害のある児童・生徒が排除されています。これはインクルーシブ教育に反するものと考えます。貴省の見解をお聞かせください。

5. 学習指導要領、デジタル教科書について （青木）

(1)ICT教育として、タブレット等のデジタル関連の機器が学校教育の現場に急速に進入してますが、教育学上は、これらは飽くまで、教材の一種であり、その使用は現場の教師の判断によるものと考えられますが、どうですか。

(2)学習指導要領に言う「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、教育の内容や生徒の要望や特性に応じて、多様な学習の形態が工夫されるべきです。ICT教育の推進を名目に多様な学習の形態が失われることがあってはならないと考えられますが、異存はありませんね。

(3)生徒にとってはデジタル教科書の方ががわかりやすいとは限りません。デジタル教科書に一元化することはない、と考えますがどうですか。

Ⅲ、教育政策一般＜B＞（子どもと教職員の権利、教職員の労働条件、教育条件等を中心に）

1.「入管法改正」によって、難民として保護すべき対象の人々やその子どもたちが、命の危険が待っている国に強制送還させられる可能性が出てくることについて

6月9日、「改正入管法」が成立しました。迅速な送還を目的にした改正案は、送還忌避者を対象に、難民申請中であれば一律に送還を停止する規定を見直し、3回目以降の申請者らを送還可能にすることになります。現在、日本で働く外国人労働者の数は、2022年10月末現在で182万人を超えました。いま日本に暮らす難民申請者には、すでに3回以上、難民申請をおこなっている人も多い。日本の難民認定率は2021年では0.7％（74人）で、イギリス63.4％（1万3703人）、カナダ62.1％（3万3801人）、ドイツ25.9％（3万8918人）、イタリア15.6％（6845人）といった他の G7の国と比較しても異常に低い状態にある。本来、難民として保護すべき対象の人々が、この入管法改正法の成立により命の危険が待っている国に強制送還させられる可能性が出てきます。今回の入管法改正案では、3回目以降の申請者が送還可能になってしまうため、日本でしか暮らしたことがない子どもも送還されてしまう危険が高くなります。与野党の修正協議では、与党は在留特別許可を出すかどうかを判断する際に「児童の利益」を考慮するよう条文に明記する修正案を示しましたが、立憲が反対に回ったためこの修正は削除されました。

日本も批准する国連の「子どもの権利条約」において「子どもの最善の利益を考慮する」（第3条）と明記されているように、これは子どもの当然の権利です。また、同条約では「子どもがその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保する」（第9条）とも規定されています。入管行政はそれを平気で踏みにじり、子を親から引き離すといった条約違反の行為を繰り返してきました。つまり、本来ならば「児童の利益」を条文に書き足す程度では足りず、条項として新たに盛り込むことが必要なものです。

「不法残留」などで強制退去処分が出ても帰国を拒む外国人は昨年末時点で4233人に上り、このうち日本で生まれ育った18歳未満の子どもが5%弱の201人いて、法務省によると、7～12歳が79人、13～15歳が40人です。入管難民法改正法は、こうした外国人を対象に難民申請中でも強制送還を可能にするとしています。子どもだけに在留特別許可を出しても、親が送還されれば子どもだけでは生活はできず、親子ともに許可すべき問題です。在留特別許可を出すことは、単に法務省が定める在留特別許可のガ

イドラインの運用を見直せば可能なものです。政府は帰国を拒む外国人を「送還忌避者」と呼び、母国で迫害を受ける恐れがあるとして難民認定を申請したり、家族の事情などで「在留特別許可」を求めたりする人が含まれます。送還忌避者の大半は、入管施設での収容を一時的に解く「仮放免」の状態で、子どもは基本的に施設外で生活し、仮放免中でも学校教育は受けられる一方、居住する都道府県外には自由に移動できず、アルバイトを含めて働くこともできません。

在留特別許可については、法改正に伴って認定ガイドラインを見直すとしています。子どもが自立できる年齢になるのを待って、入管が「子どもだけに在留特別許可を出すか、家族全員で帰国するか」の選択を迫ることがある。子どもを『人質』に決断を求めるような対応はあまりに残酷であり、政府は人権に配慮し、家族が安心して暮らせるようにするべきです。

日本で生まれ育ち、在留特別許可を求めている3人の子どもたちの事例を挙げておきます。

ひとりは、大阪府在住のペルー国籍の大学4年生の女性である。両親が1990年代、ペルーから日系人を装ったパスポートで入国し、工場などで働く中で生まれた。19歳の弟がいる。親のもと、日本で生まれた。女性は、就職活動をしようにも在留資格がない。国外退去を求められているが、スペイン語をほとんど話せない。日本で生まれ育ち、ペルーには行ったことがない。「帰れと言われても、日本を出たことがない」。中学3年生の時、父親がペルーに強制送還された。入管職員は残された家族3人にも「荷物をまとめて帰りなさい」と告げたという。中学では部活動で吹奏楽に打ち込んでいた。「困ります。定期演奏会があるんです」。女性はそう言うのが精いっぱいだった。その場にいた支援者は「生まれながらに存在を否定されている子どもの叫びだった」と振り返る。日本も批准する子どもの権利条約は「子どもに関するすべての措置には、子どもの最善の利益を主として考慮する」と定める。条約に照らし、3人は在留特別許可を求める訴訟を起こしたが敗訴が確定した。今、在留特別許可の再審情願を申請中である。一時的に収容を解かれる仮放免の状態で暮らすため、アルバイトもできず、居住する都道府県以外への移動には許可が必要である。楽器店で働くのが夢です。在留特別許可が出る期待をもって就職活動に臨むが、在留資格のない人を雇ってくれる会社は見つかりません。大学を卒業したら強制送還になるのではと恐怖を感じています。女性は、「私たちは静かにただ平凡な日常が送りたいだけ」と訴えました。同じ境遇にあるクルド人の子どもたちが、在留特別許可を求める姿を見て、「私のような不安と恐怖を抱えて大人になってほしくない」と会見の場で話す決意をしたと語り、子どもの成長には親が必要だとして「親にもビザを」と求めた。在留特別許可は、人道的な配慮などから法相の裁量で認められる措置です。子どもを人質にせず、在留特別許可が必要な人に在留特別許可をすぐ出すことが必要です。

もう一人は、クルド人一家の子ども2人は日本生まれです。居住外の都道府県の移動許可なく、友人と「動物園」にも行けない。「普通の人生を歩みたい」、埼玉県川口市のアパートに住むクルド人の男子高校生（15）はそう望んでいます。家族5人、みな在留資格はなく「仮放免中」です。両親と兄はトルコ国籍だが、日本で生まれた自身と弟に国籍はないが、日常会話は日本語です。2023年春、県内の高校に進学したが、「普通」の生活はできません。友人から東京の上野動物園に行こうと誘われたが、県外に行くには入管の許可が必要で、「ごめん、無理」と断った語ります。大学生の兄（18）は2歳の時に母と来日した。トルコのことは「一ミリも覚えていない」。仮放免の更新で入管に出頭するたびに職員からトルコに帰るように言われ、「帰るつもりはないです」と答えています。父親の来日は2004年。父の兄はトルコからの分離独立を目指す武装組織「クルディスタン労働者党」に参加し、父も警察に暴力を振るわれ、出国時には空港で裸にされて尋問を受けたといいいます。トルコに帰れば迫害を受けるとして一家は4回目の難民申請中です。3回目以降の申請者の送還を可能にする改正法が成立し、強制送還の対象になりえま

す。母親は「日本で生まれ育った息子たちにどこに帰れというのか」と嘆いています。

さらに、「送還忌避者」は難民申請者ばかりではありません。北関東でバングラデシュ国籍の両親と弟(5)と暮らす男子中学生(13)は「将来は車のデザイナーになりたい」と流暢(りゅうちょう)な日本語で話す子どもです。日本で生まれ育ち、両親の母国語のベンガル語はあまり話せません。学校では卓球部に所属し、勉強も楽しいそうです。一家全員が仮放免中で、県外での修学旅行には「一時旅行許可書」を得て参加しました。一家が強制退去処分を受けたのは2013年で、在留特別許可は出ませんでした。バングラデシュに帰国できないのは、父親が潰瘍性大腸炎という難病を抱え、母国ではまともな治療が受けられないためだといいます。仮放免の生活は楽ではなく、支援者に借りた倉庫を改装して暮らし、食事なども支援者頼みです。両親は「子どもの夢をかなえるために仕事を頑張りたいんです」と訴え、「バングラデシュに帰る場所はない。日本で家族と一緒に過ごし、高校、大学に進学して勉強したい」と、長男は願っています。

◆このような、難民として保護すべき対象の人々やその子どもたちが、「改正入管法」によって、命の危険が待っている国に強制送還させられる可能性が出てくることを、文科省は教育の所管庁として、憲法26条(教育を受ける権利)・憲法25条(生存権)・子どもの権利条約22条(難民の子ども)・同29条(教育の目的)を保障する観点から、どのように考えますか？

2.「こども家庭教育庁」と文部科学省の組織的関係と文科省の基本的構えについて

子どもの権利を定めた「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」が第208回国会で成立し、「こども家庭庁」が2023来年4月に発足した。「こども基本法」には、日本政府も批准している「国連子どもの権利条約の」の4つの基本原則、「差別的取扱い」の禁止、「福祉に係る権利」と「教育を受ける機会」の保障、「意見表明権」と「社会的活動に参画する機会」、「子どもの最善の利益」が明記された。また、政府に「こども大綱」策定義務を課すとしている。「こども家庭教育庁設置法」には、「こどもの権利利益の擁護」の文言がある。第4条に「こども家庭教育庁」の所掌事務が書かれ、第4条第16・17・18号は、虐待・いじめ・子どもの権利利益の擁護に関する事務を管理執行することされているが、具体的事案などは不明である。また、第4条第18号には、「他省の所掌に属するものは除く」とあります。

①これは、文科省が所掌する学校教育に関して、学校内でいじめや教員の暴力など「こどもの権利利益の擁護」が侵害されたときに「こども家庭教育庁」は事態に関与権限がない、事態に関与しないとの解釈可能です。さらに、虐待やいじめのような明白な事案ではなく、国・文科省・地方教育委員会等の法律・条令・行為などによる法的・制度的な「こどもの権利利益」の侵害に対して、「こども家庭教育庁」に関与権限がない、事態に関与しないとの解釈も可能ですが、文科省ではどのように考えていますか？

「こどもの権利利益の擁護」のためには、当事者である子どもたちの声に耳を傾け、理念を実現するための体制をつくることが政府や文科省の責任である。そのためには、「子どもコミッショナー」や「子どもオンブズパーソン」と呼ばれ、一部の自治体ではすでに作られ機能されています。

②政府・自治体などから独立した子どもの権利擁護のための機関の設置が欠かせません。総合調整役を担う「こども家庭庁」は他省庁に対応の改善を促す勧告権を持つ組織とされていますが、「こども家庭教育庁」と文部科学省の組織的関係について、文科省はどのように考えていますか？

③いじめ問題で教育委員会や学校の対応が問題視されるケースが多く、また、家庭での児童虐待

に対応する際、こども家庭庁が所管する児童相談所と、学校や警察などの情報共有が滞れば命が脅かされる事態になりかねない、こども家庭庁や自治体と連携し積極的に関与すべきだと思うが、幼児教育や義務教育を担当する文部科学省としてはどのように考えていますか？

④子どもを性犯罪から守る仕組みづくりや安心して過ごせる地域の居場所づくりの指針作成などでは新たな施策にも取り組むことになるが、文科省としては、「こども家庭教育庁」などと連携し、民間の支援団体などの意見を聞いて検討を進めることが重要だと思うが、文科省は、どのように考えているのか。どのような方針で、どのように連携を行おうとしていますか？

以上のような問題について文科省ではどのように考えているのか、これら①～④質問への回答を求めます。

3. 内閣府の「子どもの貧困に関する全国調査」の結果について

内閣府は子どもの貧困に関する全国調査を2021年に行った。2021年末に公開された「令和3年子供の生活状況調査の分析　報告書」（以下、内閣府調査）は、貧困線未満（等価世帯収入が中央値の2分の1未満）の世帯の保護者と子どもが直面するさまざまな困難を明らかにしている。「生まれ」によって結果に差のある「教育格差」社会の中で最も恵まれない条件にあるのが「子どもの貧困」層であり、学力格差だけではなく選択格差がある。内閣府調査の対象は、全国の20年度の中学2年生とその親である。調査時期は中学3年生になる直前（21年2?3月）で、コロナ禍でいうと感染拡大の第3波の終わりから第4波初期ぐらいである。貧困線を下回る経済的に最も不利な層は、回収票全体のうち12.9%となっている。この結果が日本全体を表しているのであれば、文部科学省「令和3年度学校基本調査」によると20年度の全国の中学2年生は約108万人なので、だいたい14万人ぐらいの中学2年生（22年度の高校1年生）が相対的な貧困状態にあったことになる。貧困による格差は学力・進学だけではとどまらないなく、中学2年生の部活動の参加率が貧困層において低い。部活動などに「参加していない」中学2年生は、全体では14.6%で非貧困層は12.4%だが、貧困層では23.8%である。不参加者のうち「費用がかかるから」を答えとして挙げた中学2年生は全体だと9.3%で、非貧困層だと5.0%だが貧困層では19.2%である。

文部科学省は、内閣府による今回の「子どもの貧困全国調査」をどのように捉えていますか？今後、文科省として、具体的にどのような「子どもの貧困」対策を考えていますか。

4. 国連による日本政府への「特別支援教育」中止の勧告を受けて

昨年8月、国連「障がい者権利委員会」は、日本政府が2014年に批准した「障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約）」の履行状況に関する初めての審査を行い、9月9日、審査報告書（勧告）を採択し公開した。この勧告に関しての以下の質問に回答願いたい。

（1）インクルーシブ教育情報室室長・一木玲子氏（東洋大学）によれば、対日勧告は、以下の9点にまとめられる。

①「インクルージョン」「インクルーシブ」の定義を正しく理解すること、

②現在の日本の特別支援教育（特別支援学級を含む）は「隔離特別教育」であること、

③特別支援教育を中止し、すべての学校段階がインクルーシブ教育に移行するための、具体的な達成目標、期間、予算をともなった、国家行動計画を採択すること、

④障がいのある子が普通学級に就学することを拒否できない法制度を整備すること、

⑤過半数時間を特別支援学級で学習することを規定した2022年4月27日通知を撤回すること、

⑥すべての障がい児に対し合理的配慮を保障すること、

⑦教職員のインクルーシブ教育に関する研修の確保と障がい者の人権モデルに関する意識啓発、

⑧通常学級における代替的・拡張的なコミュニケーション・情報伝達の態様および手段の使用を保障すること、

⑨高等教育における障がい学生にとっての障壁（大学入試および学習プロセスを含む）に対する国レベルの包括的政策の策定。

以上の一つ一つについて文科省はどのような見解を持っているか。またそれらを受け入れるつもりはあるか。受け入れるとしたら、教育現場にどう生かしていくつもりか。拒否するとしたらどういう理由かを明らかにしていただきたい。

（2） 対日勧告は、2022年4月27日に文科省が全国教育委員会に発した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（以下、4・27通知）を名指しし、その撤回を求めている。

同通知は、「特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべき」と断じ、支援学級ではなく通常の学級への在籍変えの検討、「通級による指導」の積極的活用を指示している。また、同通知は、支援学級に在籍する児童生徒について、「障害特性に応じた学習時間の確保」のため「週の授業時間の半分以上を目安に」という基準を明示し、普通学級の子どもと分離された教室で授業を受けさせることを各教育委員会に要求している。

勧告が公表された後も、永岡文科大臣は「多様な学びの場で行う特別支援教育を中止することを考えていない」と述べているが、その見解は、文科省として現在も変わらないのか。

（3） 勧告を受けて、4・27通知を撤回するつもりはないか。撤回しないとすればその理由は何か。

（4） 4・27通知を受けて、大阪市・堺市を含む大阪府内各教育委員会は、昨年5月以降、各学校や保護者に対して、支援学級在籍か普通学級在籍かの選択確認の文書提出を迫ったり、支援学級在籍の場合には普通学級で共に学ぶ時間が半分になること、そのために学習内容や形態の変更を「やむをえない」ものとして受け入れるよう迫ってきた。国連の提起するインクルーシブ教育のあり方に最も近い取り組みを行ってきたはずの大阪の教育実践が文科省通知を受けて否定され、事実上の方針転換を迫られるものとなっている。

文科省は、大阪の各教育委員会、教育現場がこれまで積みあげてきた、障がい者に対する教育実践をどう評価しているのか。評価しないとしたらそれはなぜか。大阪の各教育現場が通知によって従来の教育実践を行えなくなってきていることに責任を感ずるのか否か。否とすればその理由は何か。

5. 教員不足と教員の働き方改革について

（1）教員不足は深刻で、昨年（2022年）1月の文科省の調査によれば、全国で2，065人不足していた。有識者や現役教員らでつくる団体「＃教員不足をなくそう緊急アクション」は今年の5月10日に記者会見して、全国の小中学校の約2割が4月時点で「教員不足が起きている」と回答があったことを公表した。前年4月よりも不足の状況が悪化している。このような深刻な教員不足の状況は、憲法26条の「教育を受ける権利」を侵害している事態といえるのではないか。文科省はその責任をどのように受けとめているか。

（2）教員の過酷な労働実態については、文科省でも実態調査をして、既にマスコミ等でも報じられた。今年5月の速報値では、勤務実態の改善はわずかにみられるものの、むしろ微増している業務もあるなど「働き方改革」の成果は決して上がってはいない。「働き方」はなぜ大きく改善されなかったのか、ま

たその原因はどこにあるのか。

(3)今回文科省は、中教審に「教職調整額」の見直し等を諮問しているが、「給特法」そのものをなくすことは考えないのか。

6. 教員研修制度について

(1)「研修履歴」を活用した対話に基づく研修のシステムが新たに導入されましたが、「研修履歴」は飽くまで個人情報であり、保護されるべきものです。その考えに異存はないですね。その閲覧については本人の同意が必要と考えられますが、どうですか。

(2)特定の「研修履歴」を本人以外の者が自由に閲覧できることはない、と考えられますがどうですか。

(3)教育公務員特例法上の「研修」は飽くまでも本人が自主的に行うものであり、命令によって行うものとしては想定されていません。今回文科省が新たに設定した"「研修履歴」を活用した対話に基づく研修"においてもそのようにものとして確認して良いですね。研修が強要されること無いと考えて良いですね。また、管理職としての職務上の立場を使った、事実上の命令研修となるおそれは無いと見て良いですね。

(4)この新たな研修制度によって、学校現場が多忙化することはあってはならない、と考えますね。